

税理士の久保です。情報マガジン2月号をお届けします。

Subject: 税理士の久保です。情報マガジン2月号をお届けします。

From: 久保 博 <hrokubo@kaikai-k.com>

Date: 2025/02/23 12:30

To: hrokubo@kaikai-k.com

2025.02.23



久保 博

久保会計・税務事務所「メールマガジン」

久保 博様

こんにちは。久保会計・税務事務所の久保博です。

マガジン令和7年2月号をお届けします。

先日、日経新聞に「相続人なき遺産1000億円超、国庫に帰属が10年で3倍」という記事が掲載されました。

この記事によると、相続人がいないため国庫に帰属する遺産が年々増加しており、その背景には高齢化と単身世帯の増加があると指摘されています。しかし、特別縁故者（故人と生計を共にしていた人や療養看護に努めた人など）がいれば、遺産を受け取ることができる制度もあります。

それにもかかわらず、そうした請求が少ないということは、現代社会における人間関係の希薄化が影響しているのかもしれない。私がたまたま毎朝やっているラジオ体操の会場では体操そっちのけでおしゃべりを楽しんでいる高齢者（特に女性、男性は隅の方でひっそりやっています）

税理士の久保です。情報マガジン2月号をお届けします。

が大勢います。このような方は
多分大丈夫なんじゃないかな！

また、遺言書を作成する人が依然として少ないことも、
この問題の一因と考えられます。遺言書があれば、
故人の意思を尊重し、信頼できる方へ財産を
承継させることが可能です。もし、ご自身やご家族の
将来について不安がある方は、早めに遺言書の準備を
検討されてはいかがでしょうか。

マガジン2月号で気になる内容、また、不明点等あれば、
お気軽にいつでも何でもお電話かメールでお問合せください。

お問い合わせの際には下記まで直接ご連絡ください。

また、ズームでのご相談も受け付けております。

E-mail : hrokubo@kaikai-k.com

携帯電話 : 080-5686-1211



今月の相続とお金の情報マガジン



相続とお金の情報マガジン：2025年2月号

- ◆ 数字で見る相続
令和7年度税制改正
103万円の壁引上げ
- ◆ 資産安心コラム
正確な申告は必ずやるべき？
必要な手続きを解説
- ◆暮らしとお金の有識者講座
相続財産に株式がある場合
どんな手続きが必要？
- ◆ 相続・贈与の基礎知識
遺言書が見つからない場合は
どのように相続したらよいのか

WEBマガジン

久保会計・税務事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-10-7 アイオス五反田705
電話番号 080-5686-1211 (代表)
FAX番号 03-6432-5713

[メルマガの解除](#)